

新型コロナウイルス感染症の影響を受けるお客さまに対するガス料金、電気料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、公共料金の支払が困難になるなど、多大な被害が発生・拡大していくことが懸念されます。また、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部および経済産業省からガス料金の支払期日の延長について、ガス事業者に対して要請をされております。

このような状況を踏まえ、当社は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、『生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置』に基づく貸付を受けたお客さまを対象にした、ガス料金・電気料金の支払期限延長の特別措置を行うことといたしました。

なお、「旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点小売供給約款」および「託送供給約款（小売託送）」に関する特別措置は、関東経済産業局長に「供給約款等以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施についての認可申請を3月19日に行い、同日付で認可されたものです。

●新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまへの特別措置

【適用となるお客さま】

以下の特別措置は、『生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置』に基づく貸付を受けたお客さまが本適用をお申し出いただいた場合に適用させていただきます。

【ガス料金・電気料金の特別措置内容】

ガス[都市ガス（旧一般ガス及び旧簡易ガス）、LPガス、圧縮天然ガス]および電気料金について、2020年2月（支払期限日が2020年3月25日以降となるもの）、同年3月検針分のガスおよび電気料金の支払期限※をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

【備考】

実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討することといたします。

※支払期限：支払義務発生日の翌日から起算して30日目をいいます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および5月1日、12月30日）の場合には、その直後の休日でない日となります。

●お問い合わせ

<都市ガス（旧一般ガス）>

茂原サービスセンター	0475-24-6151
市原サービスセンター	0436-24-1221
千葉サービスセンター	043-291-1143
八千代サービスセンター	047-482-7235
成東サービスセンター	0475-82-0800

※サービスセンターの代表番号はお客さまサポートセンター（コールセンター）へ自動転送されます。

<都市ガス（旧簡易ガス）、LPガス、圧縮天然ガス>

LPガス事業部 0475-24-0161

<本発表資料のお問合せ先>

大多喜ガス株式会社

総務グループ 担当：三浦、澁谷

TEL：0475-24-0010